

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和1年10月1日

☐ 中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	茨城県
3. 市区町村名	境町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	70-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.sakai.ibaraki.jp/page/page001215.html

執行機関名 境町長

妊産婦の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	境町医療福祉費支給に関する条例(平成14年境町条例第24号)による医療福祉費の支給等に関する事務であって規則で定めるもの(妊産婦)
② 番号法別表第1の項	49	
③ 番号法別表第2の項	70	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		境町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第1の項 境町医療福祉費支給に関する条例(平成14年境町条例第24号)による医療福祉費の支給等に関する事務であって規則で定めるもの
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子保健法第1条	境町医療福祉費支給に関する条例(平成14年境町条例第24号)第1条
⑥ 事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母子保健に関する原理を明らかにするとともに、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もつて国民保健の向上に寄与することを目的とする。	第1条 この条例は、妊産婦、小児、母子家庭の母子、父子家庭の父子及び重度心身障害者等の健康の保持増進を図るため、その医療費の一部を助成し、これらの者の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。
⑦ 独自利用事務の関連規範		・境町医療福祉費支給に関する条例(平成14年境町条例第24号) ・境町医療福祉費支給に関する条例施行規則(昭和51年境町規則第19号)